

指定整備事業者の皆様へ

普通騒音計の移動検定は12月です！

騒音計の検定済証の有効期間を確認下さい。

指定工場で、音量計に代えて普通騒音計を保有している事業者は、一般財団法人日本品質保証機構(JQA)の行う検定(5年に1度)を受けることになっています。

今回の検定対象事業場は、有効期間が令和4年12月31日迄の事業場です。

また、有効期間が令和5年11月30日迄の事業場も、年1回実施のこの検定を受ける事をお勧めします。

記

1. 検定日時 令和4年12月 5日(月) 13:00 ~ 15:00
令和4年12月 6日(火) 9:30~15:00
令和4年12月 7日(水) 9:30~15:00
2. 場 所 沖縄県計量検定所 (南風原町字新川 272-5)
3. 検定料金 18,300円(非課税) ※事前振込みをお願いします。
4. 申 込 先 〒839-0801
福岡県久留米市宮ノ陣3-2-33
一般財団法人 日本品質保証機構 九州試験所
TEL : 0942-48-7763
FAX : 0942-48-7760